

福山市建設工事総合評価方式試行要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福山市が発注する条件付一般競争入札の対象となる建設工事（以下「工事」という。）に係る総合評価方式の試行に関し、法令、その他要綱等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱においての語句の定義は次の各号に定める通りとする。

- 1 「総合評価方式」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2に規定する価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者として決定する方式をいう。
- 2 「低入札価格調査」とは、令第167条の10の2第2項の規定による当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるかを確認するための調査をいう。
- 3 その他の語句の定義においては、電子計算機による入札事務の執行についての福山市契約規則の特例に関する規則（平成元年規則第28号）及び福山市建設工事低入札調査基準価格事務取扱要領（2019年（平成31年）4月1日施行）に定めるところによる。

(対象工事)

第3条 総合評価方式の対象とする工事は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 技術的な工夫の余地が小さいと認められる工事で、簡易な施工計画、同種・類似工事の経験、工事成績等と入札価格を一体として評価することが妥当とされる工事
- (2) 技術的な工夫の余地が大きいと認められる工事で、安全対策、交通や環境への影響、工期の短縮等と入札価格を一体として評価することが妥当とされる工事
- (3) 技術的な工夫の余地が大きいと認められる工事で、設計段階からの工事目的物の強度、耐久性、環境に関する性能、景観との調和、ライフサイクルコスト等と入札価格を一体として評価することが妥当とされる工事

(入札参加者審査会)

第4条 市長は、総合評価方式を実施するに当たり、次の各号に掲げる場合において、福山市建設工事等入札参加者審査会の審議を経るものとする。

- (1) 総合評価方式を行おうとするとき
- (2) 落札者決定基準を定めようとするとき
- (3) 低入札価格調査の結果を確定しようとするとき
- (4) 落札者を決定しようとするとき（入札公告において「特別簡易型」として発注するものを除く。）

(学識経験者の意見聴取)

第5条 市長は、落札者決定基準を定めようとするときは、令167条の10の2第4項の規定により、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

2 前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

（入札公告等）

第6条 市長は、総合評価方式の対象とする工事の入札公告を行う場合は、令第167条の10の2第6項に定めるもののほか、次の事項について公告する。

（1）提出を求める技術資料等（価格以外のその他の条件について評価を行う際に必要な技術提案、施工計画、施工能力等に関する資料をいう。以下同じ。）の内容及び提出期限等

（2）その他市長が必要と認める事項

（技術資料等）

第7条 市長は、入札者から提出された技術資料等は返却しないものとする。

2 必要な技術資料等を提出しない入札者による入札及び当該技術資料等に必要事項が記載されていない入札者による入札は、無効とする。

3 技術提案の内容が、明らかに他の入札者と同一であると認められる場合は無効とする。

4 技術資料等の作成及び提出に要する費用は、入札者の負担とする。

5 前4項に規定する内容は、入札公告において明らかにするものとする。

（落札者決定基準）

第8条 市長は、落札者決定基準として、評価基準、評価の方法、その他の基準を定めるものとする。

（評価基準）

第9条 前条の評価基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事項に留意して定めなければならない。

（1）評価項目

評価項目は、当該工事の目的及び内容により必要となる技術的要件等に応じて設定するものとする。

（2）得点配分

各評価項目に対する得点配分は、その必要度及び重要度に応じて定めるものとする。

（3）加算点

評価項目の得点の合計を加算点とし、加算点は10点から80点までの範囲内で定めるものとする。

（評価の方法）

第10条 第8条の評価の方法は、加算点に標準点の100点を加えた点数（以下「技術評

価点」という。)を当該入札者の入札価格で除す次式で得られた数値(以下「評価値」という。)をもって行うものとする。

技術評価点＝標準点＋加算点

評価値＝技術評価点／入札価格×10,000,000(小数第4位以下切捨て)

ただし、請負設計金額が5億円以上の場合は、乗じる数値を100,000,000とする。

(落札者の決定方法)

第11条 市長は、落札者を決定しようとするときは、前条の規定により定めた評価の方法により評価値を算出し、入札価格が予定価格の範囲内であり、かつ価格による失格基準以上である入札者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、評価値の最も高い者の入札価格が調査基準価格を下回る価格であったときは、当該入札者を調査の対象者(以下「調査対象者」という。)として次条に規定する低入札価格調査を実施し、契約の適切な履行が確保されると認められるときに、当該調査対象者を落札者とする。

2 落札者又は調査対象者となるべき最も高い評価値の入札をした者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者又は調査対象者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(低入札価格調査)

第12条 市長は、調査対象者に対し、あらかじめ指定した期日までに第2項に定める資料等を提出するよう求めるものとする。なお、指定した期日までに資料等を提出しない場合及び調査を辞退した場合は、当該調査対象者の入札を無効とする。

2 前項に規定する資料等については以下の通りとする。

(1) 低入札価格調査制度用工事費内訳書

(2) 一次下請予定者からの見積書の写し(押印があるものに限る。)

(3) 労務賃金調書

3 市長は、前2項の規定により調査対象者から提出された資料に基づき低入札価格調査を実施し、必要に応じて追加の資料を求めることができる。

4 市長は、調査対象者を落札者として請負契約を結ぶときは、次の各号に掲げる措置を実施する。

(1) 契約保証金の額は請負代金額の10分の3以上とする。

(2) 受注者の責めに帰すべき事由等により契約解除が行われた場合に受注者が支払う違約金の額を、請負代金額の10分の3とする。

(3) 契約不適合責任の存続期間を、工事目的物の引渡しを受けた日から起算して4年(設備機器本体等の契約不適合にあつては、2年)以内とする。

(4) 設計金額5,000万円以上の工事の場合においては、監理技術者又は主任技術者とは別に、これらと同等程度の技術者(以下「低入札技術者」という。)を専任で1名配置しなければならないこととする。また、低入札技術者は現場代理人を兼ねるこ

とはできないこととする。なお、低入札技術者の要件は、技術者に求める経験を除き、入札公告で定める配置予定技術者の要件（直接的かつ恒常的な雇用関係を含む。）と同一とする。

(5) 設計金額5,000万円未満の工事の場合、監理技術者又は主任技術者は現場代理人を兼ねることができない。

(6) 工事期間内に、予告無く施工体制等を確認するための立入点検を実施する。

5 低入札価格調査を経て契約を締結した工事（以下「対象工事」という。）において、受注者が下請工事を発注する場合には、受注者は原則として低入札価格調査において予定していた下請契約の相手方及び内容で発注しなければならない。

6 対象工事において、受注者がやむを得ず低入札価格調査において予定していた下請契約の相手方又は内容を変更して下請工事を発注する場合には、受注者は「下請負契約の変更に関する理由書」をあらかじめ市長に届け出なければならない。

7 市長は、対象工事について受注者から提出された施工体制台帳等により、下請契約の内容が、低入札価格調査において予定していた契約の相手方及び内容と概ね相違ないことを確認するものとする。

8 市長は、対象工事の契約後に、不適切な施工体制等を確認した場合、もしくは下請契約の相手方の変更に関する理由がやむを得ないと認められる合理性を備えていないと認められた場合には、受注者に対し是正措置の請求や指名除外等の必要な措置を講じることができる。

（結果の公表）

第13条 市長は、落札決定後速やかに技術資料等の評価の結果、入札価格及び評価値について閲覧等により公表するものとする。

（苦情申立等）

第14条 入札参加者で落札者とならなかった者は、落札者として選定されなかった理由の説明を落札者の公表を行った日の翌日から起算して10日（福山市の休日を定める条例（平成元年条例第29号）第1条に規定する市の休日を除く。）以内に市長に申立てることができるものとする。

（責任の所在等）

第15条 落札者は、提示した技術資料等による履行確保に関して、その責任を負うものとする。

2 技術資料等の内容が満たされない場合は、落札者は再度の施工義務を有する。

3 前項の規定にかかわらず、評価する項目の性格から、再度の施工が困難又は合理的でない場合は、工事成績評定の減点、契約金額の減額、損害賠償請求等を行うものとする。

4 前3項に規定する内容は、入札公告及び契約書において明らかにするものとする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、2008年（平成20年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2009年（平成21年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2017年（平成29年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2018年（平成30年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2019年（平成31年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2020年（令和2年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2021年（令和3年）4月1日から施行する。